

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第14号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和8年6月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予
及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び条例附則第47条」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 保険料は条例第4条第1項の規定による基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とし、減免額はそれぞれの賦課額において減免割合を算定する。

第3条第1項第4号から第6号までを削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1」を「前」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「これを」を「第1条第2項の規定によりそれぞれ」に改め、同項を同条第3項とする。

様式第 4 号中「

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

同 意 書

私は、後期高齢者医療保険料徴収猶予又は減免を申請するに当たり、私及び世帯員の資産、収入等の状況調査に同意します。

」を「

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

同 意 書

私は、後期高齢者医療保険料／一部負担金の免除及び徴収猶予を申請するに当たり、広域連合が審査のために必要があるときは、私及び関係する世帯員等の資産若しくは収入の状況につき、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が市町村その他の官公署若しくは年金保険者（以下「官公署等」という。）に対し、必要な資料の提供を求めること又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、広域連合が官公署等に資料の提供を求める際又は銀行等へ報告を求める際に、この調査同意書の写しを提示することについても同意します。

申請者

（被保険者）

住 所

氏 名

㊞

（世帯員等）

氏 名

㊞

（世帯員等）

氏 名

㊞

（世帯員等）

氏 名

㊞

（世帯員等）

氏 名

㊞

」に改める。

様式第 6 号中「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としましたので通知します。

被保険者氏名		年 度 区 分	年度
		被 保 険 者 番 号	
決定年月日	年 月 日	決 定 減 免 額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減 免 却 下 理 由			

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____役所（役場） _____課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」を「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としましたので通知します。

被保険者氏名		年 度 区 分	年度
決定年月日	年 月 日	被 保 険 者 番 号	
減 免 却 下 理 由			

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」に改める。

様式第 8 号中「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としましたので通知します。

被保険者氏名		年 度 区 分	年度
		被 保 険 者 番 号	
決定年月日	年 月 日	決 定 減 免 額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減 免 理 由			

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____役所（役場） _____課
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____
」を「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としましたので通知します。

以下の表では、「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

被保険者氏名		年度区分		年度		
決定年月日		年 月 日		被保険者番号		
①減免前保険料額	円	②決定減免額	円	③減免後保険料額 (①－②)	円	
	医 療 分		円		医 療 分	円
	子ども分		円		子ども分	円
減 免 理 由						

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____ 役所（役場） _____ 課
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____
」に改める。

様式第10号中「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで決定しました後期高齢者医療保険料の減免承認につきましては、次のとおり
取消としましたので通知します。

被保険者氏名		年 度 区 分	年 度
		被 保 険 者 番 号	
決定年月日	年 月 日	決 定 減 免 額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減 免 取 消 理 由			

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____役所（役場） _____課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」を「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで決定しました後期高齢者医療保険料の減免承認につきましては、次のとおり
取消としましたので通知します。

以下の表では、「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

被保険者氏名			年度区分	年度	
決定年月日	年	月 日	被保険者番号		
①減免前保険料額	円	②決定減免額	円	③減免後保険料額 (①－②)	円
医 療 分	円	医 療 分	円	医 療 分	円
子ども分	円	子ども分	円	子ども分	円
減 免 取 消 理 由					

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期
高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経
過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求が
あった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊
急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県
後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起
算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を
経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____役所（役場） _____課
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」に改める。

様式第13号中「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり
変更としましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		年 度 区 分	年度
決 定 年 月 日		被 保 険 者 番 号	
	減 免 前 保 険 料 額	決 定 減 免 額	減 免 後 保 険 料 額
変 更 前			
変 更 後			
変 更 理 由			

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」を「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり変更としましたので通知します。

以下の表では、「子ども・子育て支援納付金分」を「子ども分」と表記しています。

被 保 険 者 氏 名			年 度 区 分			年 度
決 定 年 月 日			被 保 険 者 番 号			
変 更 前	①減免前保険料額	円	②決定減免額	円	③減免後保険料額 (①－②)	円
	医 療 分	円	医 療 分	円	医 療 分	円
	子 ども 分	円	子 ども 分	円	子 ども 分	円
変 更 後	④減免前保険料額	円	⑤決定減免額	円	⑥減免後保険料額 (④－⑤)	円
	医 療 分	円	医 療 分	円	医 療 分	円
	子 ども 分	円	子 ども 分	円	子 ども 分	円
変 更 理 由						

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。